

Newsletter

NO.1601 2016. 1. 10



[新連載 銀龍物語]もご覧ください

中国知的財産権の最新動向

■ 知的財産権出願件数、中国が世界トップ

世界知的所有権機関（WIPO）は『世界知的所有権指標 2015 年版』を発表し、2014 年全世界の知的所有権活動の最新動向について説明を行った。同「指標」では、以下のことを明らかにした。中国は、特許、商標、工業品意匠の知的所有権分野においてすべて世界一位の出願件数を持っており、世界知的所有権の発展の重要な推進力となっている。

2014 年、全世界の発明者・創作者が特許出願した件数は、合わせて約 270 万件であり、前年比で 4.5%増加した。うち、中国の特許出願件数は 92 万 8177 件であり、アメリカと日本の出願件数はそれぞれ、57 万 8802 件と 32 万 5989 件であり、中国の出願件数は、2 位のアメリカと 3 位の日本の合計件数よりも多く、世界一位をキープしている。商標の出願件数は全世界で 2014 年、前年比 6%増加した。中国は前年比 18.2%増の 222 万件で世界一位であり、2 位と 3 位には、アメリカと欧州共同体商標意匠庁が続き、それぞれの出願件数は 47 万 1228 件と 33 万 3443 件であった。工業品意匠において、中国の出願件数は 56 万 4555 件で前年比 14.4%減少したが世界一位を維持しており、中国の次には、欧州共同体商標意匠庁と韓国が続いている。全世界の植物品種保護の出願数は、前年比で 3.3%増加した。この項は、欧州共同体植物品種庁が受理した件数が 3625 件と最も多く、次いで中国とアメリカであり、それぞれ 2026 件と 1567 件であった。

(情報発信源：新華網)

■ 『国務院反独占委員会：知的財産権の濫用に関する反独占規制のガイドライン』(意見募集稿)、一般向けに意見募集

12 月 31 日、中国国家発展改革委員会は『国務院反独占委員会：知的財産権の濫用に関する反独占規制のガイドライン』(意見募集稿)を発表し、2016 年 1 月 1 日から 1 月 20 日までを期間として一般向けに意見を募集することを公表した。

国務院反独占委員会の要請に応じて、国家発展改革委員会は、『知的財産権の濫用に関する反独占規制のガイドライン』など 6 部の反独占法関連ガイドラインの作成を担当することになっている。あとの 5 部のガイドラインは、自動車産業独占禁止規制、独占協定関連事件法執行上の猶予制度、独占協定責任減免の手続、調査停止の手続、及び制裁金の算出方法などに関するものである。

今般の『知的財産権の濫用に関する反独占規制のガイドライン』では、競争の排除と制限となりうる知的財産権協定および知的財産権の市場支配的地位の濫用行為を評価する際の手順と方法に重点を置き、具体的な手引きを示した。具体的な内容は、共同開発、パテントプール、クロスライセンス、基準制定、価格規制、アサインメントバック、不競争条項、協定の免除、高額実施料の不当利得、ライセンス拒絶、抱合せ販売、不合理な取引条件の付加、差別的取扱い、及び差止救済請求などの点が説明されている。

(情報発信源：人民網)

■ 「剣網 2015」特別行動、顕著な効果を収めた

2015 年 6 月から 11 月まで、中国国家版權局、国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部及び公安部は共同で「剣網 2015」特別行動を実施した。「剣網」特別行動は、10 年前から中国で毎年恒例で実施されるネット上

Newsletter

NO.1601 2016. 1. 10



の権利侵害・海賊版を取り締まる活動であり、2015年の実施で11回目となった。「剣網2015」の最終総括会議で発表されたデータによると、特別行動期間中中国各地では、合計で383件の違法行為を取り締まり、450万元の罰金を科し、係争金額が3845万元に及ぶ刑事責任追及事件59件を司法機関に移送し、113の違法サイトを閉鎖した。中国のインターネット上著作権環境は、「剣網2015」特別行動の実施により、改善と最適化に向けて更なる一歩を進めた。

(情報発信源：中国知識産権報)

■ 商標権利侵害行為を嚴重に取り締まる 朝陽区工商局が「商標保護賞」を獲得

国家工商行政管理総局と世界知的所有権機関(WIPO)がこのごろ共同で開催した中国商標ゴールド賞授賞式で、北京市工商局朝陽地区分局が「商標保護賞」を獲得した。その主な成績は以下のとおりである。

- ・朝陽区の商標登録総数は16万5200件であり、北京市商標登録総数の23.41%を占めている。
- ・「国際商標登録を推し進め、企業の海外進出を支援する」という講座を開催し、企業の海外での商標登録をバックアップする。
- ・朝陽区は現在、「北京市著名商標」79件と「中国馳名商標」27件を有し、そして、世界的に有名なブランドを擁する企業の集積と発展を促進するために、さらに人材と企業の育成に力を入れている。
- ・特別資金援助管理方法を講じて、馳名／著名商標を獲得した企業に対して資金援助を行い、これまでにすでに特別助成金3350万元を支給した。
- ・企業の資金調達をサポートし、8社企業が商標を担保に融資を計3億6100万元、融資金利割引手当を計291万2000元受けることができた。
- ・各種商標権利侵害行為を嚴重に取り締まり、朝陽区警察署と共同で国際知名ブランド専用権侵害時計を12000本差し押さえ、容疑者を1名拘禁した。

(情報発信源：光明日報)

■ 北京市海淀区人民法院がインターネット知的財産権関連十大判例を発表

北京市海淀区人民法院はこのごろ、以下のとおり、選出したインターネット知的財産権関連十大判例を発表した。詳細は以下のとおりである。

1. 「全脳」商標権侵害及び不正競争紛争案(中国初の「競価排名」(リスティング広告)不正競争案)、
2. 「JACK&JONES」商標権紛争案(電子商取引による商標権侵害事件)、
3. 「大衆点评網」が「愛邦網」を訴える不正競争紛争案(不正競争と技術革新の境界線を定めるケース)、
4. 韓寒文学作品著作権紛争案(情報保存空間ネットワークサービス提供者における権利侵害行為の認定)、
5. 「チーターブラウザ」不正競争紛争案(動画広告をブラウザがブロックする不正競争紛争の初めての例)、
6. 「夢幻西遊ゲーム」著作権、商標権の侵害及び不正競争紛争案(著作権、商標権及び不正競争の3つの面からネットゲームに対して全面的な保護を行ったケース)、
7. 新浪「拍客」商標権侵害紛争案(インターネット業界における特定の名詞の定義づけ)、
8. 「極路由」ルーター不正競争紛争案(中国初のハードウェア製品経由広告遮断不正競争紛争案)、
9. 「滴滴」商標権紛争案(インターネット経済環境下、商標分類制度に係るケース)、
10. 周志全らによる「思路網」の経営、著作権侵害罪刑事事件。

(情報発信源：新華網)

Newsletter

NO.1601 2016. 1. 10



■ 上海知的財産法院が成立 1 周年、2015 年十大典型判例を発表

12月28日、上海市第三中级人民法院、上海知的財産法院は成立1周年を迎え、設立1周年座談会を開催した。会議では、次のことが発表された。2015年12月25日時点で、案件の受理件数は2976件であり、結審件数は2156件であり、審査期限内結審率は97.22%であり、そして、二審判決変更率、効力発生判決変更率、裁定再審率がいずれもゼロ、という良好な操業成績が得られている。上海知的財産法院2015年十大典型判例は、以下のとおりである（一部は概略掲載とさせていただきます）。

1. メガネ意匠専利権案。係争意匠専利の形状又は図案で設計の特徴をより具現することができる場合、色の要素はほとんど考慮しないことのできる。ただし、色の変化で図案全体の構造を変えられる場合を除く。

2. 「BURBERRY」商標権侵害紛争上訴案。本件は、訴訟時効の中断事由の認定に係わる事件である。本案判決は、他人による自己に対する権利侵害行為がすでに刑事上の追訴手続に入ったことを知り、捜査部門の要求に応え、この事実の調査に協力することの訴訟時効に対する法的意義を明らかにした。当該認定は時効の中断事由を合理的に限定したものであり、権利者が法律の規定に基づいて、自身の権利を保護するのに、保障を提供したといえる。

3. モナリザ商標権侵害紛争案。被告権利侵害商品と登録商標査定使用商品とが類似商品であるか否かについての判断は、馳名商標の認定を事件処理の認定必須事項とする必要があるか否かに直接影響する。

4. 「GUCCI」関連商標権侵害及び不正競争紛争上訴案。正規商品の販売であっても、関連商標の使用は合理的な範囲内にすべきであることが明確化された。

5. 「潔水」関連商標権侵害、虚偽宣伝紛争上訴案。本案は、商標の正当な使用及び虚偽宣伝行為の認定基準に関わる。審理を担当した法院は、被告が商標を使用する主観的な意図、使用方式、混同の可能性等の角度から、係争行為が商標の正当な使用に属すると認めた。係争の虚偽宣伝行為の認定において、広告キャッチフレーズは俯瞰的に読み解くべきであり、需要者が通常有する注意力、すでにある認知経験等の要素を踏まえて総合的に認定すべきであることを強調した。

6. ウェブサイトトップページ著作権侵害紛争上訴案。本案はウェブページのコンテンツ編成が、著作権法上の意義における作品を構成するか否かに関わる。審理を担当した法院は「係争ウェブサイトのウェブページに、パブリックドメインの要素が多く存在するとはいえ、係争ウェブサイトのトップページは、一般的な会社のウェブサイトのトップページにあるコーナー及び構成要素があるほか、画面の色、コンテンツの選択、表示方法及びレイアウト編成等において独特の構想を体現し、視覚芸術的效果を呈しており、独創性と複製可能性を有し、著作権法の意義における作品を構成する」と認めた。

7. 撮影作品著作权侵害紛争上訴案。本件は、情報保存空間サービス提供者における権利侵害行為の認定に関する判例であり、情報保存空間サービス提供者としてのウェブサイトの経営範囲、内容編成、宣伝情報、ビジネス利益モデルなどの点を総合的に審査した上で判断すべきであることを示した。

8. 「阿凡提（アーファンティ）」著作権侵害紛争上訴案。本件係争漫画作品は、計画経済という中国の特殊な歴史的時期に創作された漫画キャラクターであり、特殊な社会背景に創作された職務作品の著作権帰属問題に関する。本件は一審と二審を経て、原告と被告が共に著作権を享有するという判決が確定した。

9. 請負入札不正競争紛争上訴案。審理を担当した法院は、入札応募者が入札募集文書に記載される資質要求を満たせるかどうか、入札製品が入札募集文書に記載される要求を満たせるかどうか、請負入札手続が法に適合するかどうかなどの面において逐一に審査することにより、原告が主張した係争通謀入札不正競争行為が成立しな

Newsletter

NO.1601 2016. 1. 10



いと判定した。

10. 訴訟前の証拠保全案。(一) 基本情況 オートデスク (Autodesk)、アドビ (adobe) は米系のソフトウェア会社で、上海風語築展覽有限公司は、許可を得ず、無断で両社の AutoCAD、Photoshop、Acrobat 等のシリーズのソフトウェアを複製し、インストールして、ビジネス活動に使用した。法律違反に係わるソフトウェアをインストールしたコンピュータが風語築社の経営場所に所在するので、客観的に、請求人は関連証拠を収集できない。同時に、関連証拠がコンピュータのソフトウェア及び関連データで、無形性を持ち、それを隠蔽し、又は除去するのは容易である。係る証拠が改変され、又は隠蔽、除去されたら、なかなか入手できないので、関連事実の認定も困難になるので、請求人は訴訟前に証拠を保全するよう上海知的財産法院に請求した。(二) 訴訟結果 上海知的財産法院は、以下のとおり認定した。証拠保全の被請求対象が、法律に規定される「滅失可能性があり、又は後日、収集困難となる」情況に該当し、それに客観的に請求人が上述証拠を自ら収集できず、訴訟前の証拠保全の条件を満たす。よって、被請求人の経営場所にあるコンピュータ及び他の設備にインストールされている上述ソフトウェアに関する情報について、証拠を保全することを裁定した。証拠保全の裁定が下されてから、上海市第三中等法院と上海知的財産法院の関連機構は提携して、「連合執務」制度上の優勢を發揮し、訴訟前の証拠保全を完成させた。(三) 典型的な意義 本案件の証拠保全は、上海知的財産法院が設立されてから初めてのコンピューターソフトウェアに係わる訴訟前の証拠保全案件である。本案件は、大きめの仕事場の 400 台あまりのコンピュータにおける関連証拠の保全に係わり、保全作業がより専門的であり、且つ複雑である。上海知的財産法院は専門家に協力してもらって、厳密な証拠保全の執行案を作成し、技術・清算及びコントロールの関連チームも成立し、職務を分担した上、お互いに協力する。各チームは、規則に従って作業し、順序的に証拠保全を行い、保全任務を完璧に完成した。本案件は、知的財産案件の特徴に合わせる執行メカニズムを研究し、執行及び審査の係わりを強化し、保全裁定が執行率及び的確さを高め、権利者の合法的な権利の保護に仕事の方法及び思考回路を提供した。

(情報発信源：上海知的財産法院網)

銀龍の実務代理コラム

■ 各国の特許保護期間整理表(最新)

	発明	保護期間(年)	実用新案	保護期間(年)	意匠	保護期間(年)
中国大陸	○	20	○	10	○	10
中国台湾	○	20	○	10	○	12
中国香港	○	20	○	8	○	25
アメリカ	○	20	×	×	○	証書発行日から 14
ヨーロッパ	○	20	×	×	○	25
日本	○	20	○	10	○	登録日から 20
韓国	○	20	○	10	○	登録日から 15

*特別な説明がない年数は「出願日より起算」ということです。

(整理者：金鮮英、邢悦)

Newsletter

NO.1601 2016. 1. 10



銀龍物語 Epi.02 紅色
日本部 任向然



皆様、明けましておめでとうございます。

私は、日本部にて日本クライアントの窓口のお仕事を担当させていただいていますので、私の名前に見覚えのある方もおられるかもしれません。

私は昨年度、人生の中で最も大きな行事である結婚式をさせていただきました。

中国の結婚式では、親しい方々が新郎新婦を親しみを込めてからかいながら祝福するイベントを行うのが一般的です。

例えば、新郎新婦の控え室には、大きさが異なる林檎、梨、葡萄、サクランボが一つずつつながれた紐がつるされています。

新郎新婦が親戚、友人にお酒をついでまわった後、一息ついて控え室に戻ると、友人たちが待っています。友人たちは、新郎新婦がその果物を大きい方から順に一つずつ一緒に食べることを要望するのです。

結婚式の日が近づくにつれて、友人たちからの親しみを込めたからかいがはずかしくて、またお酒を飲めない体質（大学生のころ、初めてお酒を飲んで大変な状況になってしまいました）であるため、緊張なのか、憂鬱なのか、はずかしいのか、とにかく早く結婚式が終わって欲しい！！という気持ちでいっぱいになっていきました。

結婚式では、私のハイヒールが脱げて宴席が盛り上がるなどハプニングはありましたが、結婚式は一応無事に終わり、「有一种死里逃生的感觉，当时就在想，无论如何也不能再有第二次！」（なんとか逃げ延び、そのときを思い出すと第2回は無理！！）という気持ちでした。

私たちは、6月に結婚の届出をしたのですが、最近のできごとです。

旦那さん：「結婚証をなくしてしまった！！」

私：「結婚して半年なのに、何してるの！！もう一度結婚式をさせるつもり！！」

旦那さん：「結婚式の控え室で見た君の紅色のホッペを、もう一度、見ただけだよ」

Newsletter

NO.1601 2016. 1. 10



私 : ポッ

お互いの仕事が忙しいことなどもあり、私たちはまだ新婚旅行に行っていないのですが、日本に行くことを考えています。

旦那さんは日本の伝統的な結婚式を見てみたいとのこと、私は本の中でしか見たことがないのですが、すごく厳粛な印象を受けました。

チャンスがあれば、日本の結婚式を自分の目で見て、日本と中国の伝統的な結婚式を比べてみたいです。きっと、それぞれに魅力があるのだと思います。

結婚式が早く終わって欲しいとあれだけ思っていたのに、それに魅力があると感じてしまうなんて、なんだか不思議なものですね。

最後に、2月2日に日本知的財産協会の「化学系中国語クレーム読解講座」(R41)が開催され、私もアシスタント講師として参加いたします。その頃、昨年度と同様、中国語学習者の集いのような夕食会が開催される予定です。

その講座または夕食会のとき、皆様にお会いできることを楽しみにしております。

本年も宜しく願いいたします。

※この物語の一部はフィクションです。

(銀龍物語 Epi.02 おしまい)

ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら、忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。

電話 : 0086-10-82252547

FAX : 0086-10-82250563

E-mail : marketing@dragonip.com